\bigcirc 建設業許可事務ガイドラインについて(平成十三年国総建第九十七号)(抄)

改

正

【第7条関係】

経営業務の管理責任者について(第1号)

(1) 社員、 参与、 委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、 法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、 含まれるものとする。 は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、 る建設業の経営業務の執行に関し、 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をい 「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、 取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとす 監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する 取締役会の決議を経て取締役会又 会計 指名

に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類によ 当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断 、確認するものとする。

ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 執行役員等の地位が業務を執行する社員、 取締役又は執行役に次

組織図その他これに準ずる書類

関する事業部門であることを確認するための書類 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に

【第7条関係】

現

行

1. 経営業務の管理責任者について(第1号)

(1) 参与、 社員、 は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については る建設業の経営業務の執行に関し、 法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、 委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、 含まれるものとする。 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員を 「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、 取締役又は執行役に準ずる地位にあって、 監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する 取締役会の決議を経て取締役会又 許可を受けようとす 会計 指名

確認するものとする。 に当たっては、 当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判 規則別記様式第七号等に加え、 次に掲げる書類により

ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 執行役員等の地位が業務を執行する社員、 取締役又は執行役に次

組織図その他これに準ずる書類

関する事業部門であることを確認するための書類 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に

業務分掌規程その他これに準ずる書類

ことを確認するための書類
の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であるれた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決めら

締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取

(5) (2) (5) (8) (略)

について | 定める件(昭和47年建設省告示第35号。6)において「告示」という。) | 定める件(昭和47年建設省告示第35号。6)において「告示」という。) | (6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を |

(a)

イ とは、 執行役員等としての経営管理経験について の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任 に基づき、 又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、 に専念した経験をいう。 した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。) 「経営業務の執行に関して、 代表取締役の指揮および命令のもとに、 かつ、 取締役会設置会社において、 執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理 取締役会によって定められた業務執行方針に従っ 取締役会の決議を経て取締役会 取締役会の決議により特定 (告示第1号イ) 具体的な業務執行 かつ、 その権限

業務分掌規程その他これに準ずる書類

ことを確認するための書類役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であるれた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決めら

締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取

(2) (5) (略)

(6)

について 一定める件(昭和47年建設省告示第35号。6)において「告示」という。) 定める件(昭和47年建設省告示第35号。6)において「告示」という。) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を

ずる地位について許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準

(a) イ とは、 執行役員等としての経営管理経験について に基づき、 の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任 した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。) 又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、 に専念した経験をいう。 「経営業務の執行に関して、 代表取締役の指揮および命令のもとに、 かつ、 取締役会設置会社において、 執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理 取締役会によって定められた業務執行方針に従っ また、 取締役会の決議を経て取締役会 当該事業部門は、 取締役会の決議により特定 (告示第1号イ) 具体的な業務執行 かつ、 許可を受けよ その権限

うとする建設業に関する事業部門であることを要する。

口 のとする。 経験の期間が通算5年以上である場合も、 受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての 業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、 としての経営管理経験については、 許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等 許可を受けようとする建設 本号イに該当するも 許可を

(略)

(b) 経営業務を補佐した経験について(告示第1号ロ)

イ 該当するものとする。 者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、 する建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任 する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようと 間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関 の契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。 要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、 外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者) 経営業務の管理責任者に準ずる地位 ついては、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の 人の事業主又は支配人その他支店長、 経営業務を補佐した経験(以下「補佐経験」という。)とは 許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験に 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必 執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、 営業所長等営業取引上対 (業務を執行する社員) 下請業者と 本号ロに にあっ 期 取

る者については、 法人、個人又はその両方において6年以上の補佐経験を有す 許可を受けようとするものが法人であるか個

> 任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、 うとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期 イに該当するものとする。 執行役員等としての経営管理経験については、 許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責 許可を受け 本号

口

略

(b) 経営業務を補佐した経験について(告示第1号ロ)

イ 約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。 される資金の調達、技術者及び技能者の配置、 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要と 経営業務の管理責任者に準ずる地位 人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、 する社員 経営業務を補佐した経験(以下「補佐経験」という。)とは 取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、 (法人の場合は業務を執行 下請業者との

口 以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期 間が通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする の経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ 間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等として ついては、 許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験に 許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期

る者については、 法人、 個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有す 許可を受けようとするものが法人であるか個

人であるかを問わず、本号口に該当するものとする。

になっていることを確認するものとする。いて、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らか第七号及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類にお本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式

組織図その他これに準ずる書類

るための書類 | 本認定者における経験が補佐経験に該当することを確認す |

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

補佐経験の期間を確認するための書類

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経験について

(削除)

(a) 経営業務の管理責任者としての経験について(告示第2号イ)

人であるかを問わず、本号口に該当するものとする。

になっていることを確認するものとする。いて、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らか第七号及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類にお本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式

ることを確認するための書類は執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当す被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しく

組織図その他これに準ずる書類

るための書類被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認す

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

補佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

責任者としての経験について (告示第2号) ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務管理

業務の管理責任者としての経験を有する場合も本号に該当する。営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分にお植区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受け種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けるとする建設業とそれ以外の建設業に関する7年以上の経常許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経常

(新設)

するものとする。 営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、 経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経 としての経験の期間と、 ようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者 経営業務の管理責任者としての経験については、 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上 許可を受けようとする建設業に関する 本号イに該当 許可を受け

イ

るものではなく、 以上の経営業務の管理責任者としての経験については、 よいものとする。 の業種区分において6年以上の経験を有することを要す 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年 複数の業種区分にわたるものであっても 単

(b) 執行役員等としての経営管理経験について (告示第2号口)

1

ある場合も、 る経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上で 理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関す 業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管 管理経験の期間と、 うとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営 の執行役員等としての経営管理経験については、 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上 本号口に該当する者とする。 許可を受けようとする建設業に関する経営 許可を受けよ

口 以上の執行役員等としての経験については、 分において6年以上の経験を有することを要するものでは 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6 単 の業種区 年

(新設)

する。する。

- ることが明らかになっていることを確認するものとする。 る書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当す様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次に掲げ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記
- 書類 執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための 執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための 対行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は

組織図その他これに準ずる書類

認するための書類る建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとす

業務分掌規程その他これに準ずる書類

するための書類とに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のも定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のも会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特会の決議により特定の事業部門に関して業務執

らに準ずる書類会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これ会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これ定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役

執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するた

類取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書	はの書類
類	、人事発令書その他これに準ず
	類